

令和7年神審第1号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年11月14日11時52分

高知県鵜来島南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 6.6トン

登 録 長 13.31メートル 8.21メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 ディーゼル機関

出 力 368キロワット 106キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪を、舵輪の右舷側に機関遠隔操縦装置を、舵輪前方に左から魚群探知機と一体となったGPSプロッター（以下「魚群探知機」という。）及びレーダーをそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年11月14日06時00分高知県宿毛湾港の係留地を発し、同県柏島南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時00分前示釣り場に到着したのち、高知県二並島北西方沖合の釣り場に移動しながら遊漁を行ったものの、釣果が芳しくなかったため、鵜来島南西方沖合の釣り場に移動することとし、11時30分二並島北西方沖合の釣り場を発進して操舵室の操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、11時40分鵜来島南方沖合を北上中、左舷前方1,700メートルのところに初めてBを認めた。

a受審人は、11時43分鵜来島南方沖合の水深40メートルの海域に至ったところで、減速して魚群探知機で魚群の探索を開始したものの、魚群を見つけることができなかったため、反転することとし、11時49分半少し前鵜来島灯台から239度（真方位、以下同じ。）1.15海里の地点で、針路を180度に定め、3.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、魚群探知機で魚群を探索しながら手動操舵により進行した。

1 1 時 5 0 分半僅か過ぎ a 受審人は、鵜来島灯台から 2 3 5 度 1. 2 0 海里の地点に達したとき、B が正船首 1 5 0 メートルのところとなり、同船が錨泊中であることを示す法定形象物を表示していないものの、船首から錨索が出ていてほとんど動かない様子から錨泊中と分かる状態で、その後 B に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、魚群探知機で魚群を探索することに気をとられ、同船との接近状況を確認するなど、B に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、B を避けることなく続航した。

こうして、a 受審人は、魚群探知機で魚群を探索しながら進行し、1 1 時 5 2 分鵜来島灯台から 2 3 1 度 1. 2 3 海里の地点において、A は、原針路、原速力のまま、その船首が B の右舷中央部に、直角に衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、B は、船体中央よりやや後方に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪を、その右舷側に機関遠隔操縦装置を、舵輪の前方に左から G P S プロッター、魚群探知機をそれぞれ備えた総トン数 5 トン未満の F R P 製モーターボートで、b 受審人が 1 人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首 0. 5 メートル船尾 0. 8 メートルの喫水をもって、同日 0 9 時 0 0 分宿毛湾港の係留地を発し、鵜来島南西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、1 0 時 0 0 分鵜来島南西方沖合の前示衝突地点付近の釣り場に到着したところで、水深約 6 0 メートル底質岩の海底に、直径 1 6 ミリメートル、長さ約 1 5 0 メートルのクレモナ製錨索を連結した重さ 2 5 キログラムの日本型錨を船首から投下し、同索を 1 0 0 メートル延出して船首のかんざしに係止し、黒色球形形象物を表示し

ないまま、船首を西方に向け機関を停止して錨泊を開始した。

b 受審人は、操舵室の後方で渡し板に船尾方に向けて腰を掛け、釣り竿を出して釣りをを行い、11時49分半僅か過ぎ衝突地点で、船首が西方を向いていたとき、右舷正横300メートルのところに、南下するAを初認した。

11時50分半僅か過ぎb 受審人は、衝突地点で、船首が270度を向いていたとき、Aが右舷正横150メートルのところとなり、その後、同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めたが、Aが自船に用事があるので向かって来ており、いずれ自船の近くで停船するものと思い、注意喚起信号を行わず、更に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく、錨泊を続けた。

こうして、b 受審人は、釣りを続けていたところ、Bは、船首が270度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に亀裂及び船首外板に擦過傷を生じたが、のち修理され、Bは、右舷中央部外板に亀裂及び操舵室に圧壊を生じた。

(航法の適用)

本件は、鵜来島南西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、鵜来島南西方沖合において、航行中のAが、動静監視不十分で、錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、鵜来島南西方沖合において、釣り場に向けて航行中、Bを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断することができるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、魚群探知機で魚群を探索することに気をとられ、Bとの接近状況を確認するなど、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、鵜来島南西方沖合において、釣りを行いながら錨泊中、Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。ところが、同人は、Aが自船に用事があるので向かって来ており、いずれ自船の近くで停船するものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、錨泊を続けてAと衝突する事態を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年6月3日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 岩 崎 欣 吾

審判官 桐 井 晋 司

審判官 阪 本 義 治